

第2回住民説明会 質疑及び回答

◆施設の構造について

Q. 被覆施設はかなり広いようだが、中に柱は1本も無いのか。

A. 中柱は1本もない施設となり、埋立作業の効率化を図っています。

Q. 屋根がない既設の処分場で運営に問題がなかったのであれば、第2期で屋根をつける必要はないのではないかと。コストもかなり変わるのではないかと。

A. 既設最終処分場でこれまでにトラブルが発生していたわけではありませんが、近年、ゲリラ豪雨等の自然災害が多発しており、長期にわたり貯留構造物に雨水が降り続いた場合、浸出水処理施設での処理可能水量を超えてしまう等の悪影響が出てしまいます。

今回屋根を設置することで、ゲリラ豪雨等による悪影響を防ぎ、安定した埋立てを行うため、コストは高くなってしまいますが、より安全側に立った整備としていきたいと考えています。

被覆型の最終処分場にもいくつか種類があり、貯留構造物がコンクリートのピット型になっている最終処分場の場合、コストがかなり高くなってしまい、逆にコンクリートを使用しない土構造で整備した場合でも、屋根の面積が大きくなり、屋根の鉄骨等の値段が高くなってしまうため、今回はコンクリートピット構造と土構造の間を取った、より建設コストが抑えられる構造を採用しています。

Q. 屋根のスパンについて、中柱のない65m×122mの大きさでの設計は、他に実績があるのか。何十年も使用するものだが、耐久性についてはどうなのか。

A. 中柱を入れた設計とすると、埋立作業効率の悪化や、遮水シートに穴を空けて柱を通すので、そこから浸出水が漏れるリスクが高まる可能性があります。そこで、中柱のない設計でどこまでスパンを伸ばせるのか、設計業務受託業者である八千代エンジニアリングの検証の結果、このサイズであれば安全性能上問題ない構造計算となりましたので採用しています。

埋立完了後については、跡地利用の方法にもよりますが、屋根をそのまま利用する場合は必要に応じて補修等を行った上で活用し、屋根の必要がなければ撤去し、埋立地を平らに均して活用する等の対応が考えられます。

Q. 漏水検知システムの信頼性はどうか。

A. 導入予定の漏水検知システムは、遮水シートの間をメッシュ状に張り巡らされた形状で、電氣的検知によって漏水を発見するタイプのもので全国的にも導入されており、遮水シートに穴が開いた箇所から浸出水が流れてシステムに触れれば検知されるため、信頼性については高いものと見込んでいます。

Q. 処理した浸出水は、下水放流せずに散水用水として再利用できないのか。

A. 処理水の排水先がないような他の自治体等では、ご質問のとおり、循環させて処理水を再利用している施設があります。しかし、焼却灰を埋め立てると多くの塩分が発生し、処理施設に付着すると故障の原因となるため、循環させるには、処理水に含まれる塩分を除去する必要があります。

先進地視察を行った千葉県にある最終処分場では、脱塩して処分するだけで年間数千万円単位の費用がかかるそうです。また、脱塩した塩は、近隣に引き取り手がないため、香川県にある業者まで運んでいるとのことでした。

下水に放流することにつきましては、水質上全く問題ないレベルまで浄化していることと、循環させることでコストが大幅に上がってしまうことを考慮すると、下水に放流することが望ましいと思われます。

Q. 埋立ガスについて、密閉した中で作業すると温度が上がってくると思うが、どう対応するのか。

A. 温度の設定までは想定していませんが、被覆施設内はガスが充満しないよう、空気を循環させて対応する予定です。

Q. 浸出水の処理量について、1日17m³とあるが、イメージが湧かない。分かりやすい例はないか。

A. 1m³は縦、横、高さをそれぞれ1mとしたときの立方体の容積ですので、それが17個あると考えてもらえれば分かりやすいかと思います。

◆施設の整備費用について

Q. 76,000m³とのことだが、工事費としては1m³当たりいくらになるのか。

A. 工事費予算である36億8千万円については、水処理施設の工事費等、その他の施設の整備費用も含まれていますが、単純に埋立容量の76,00

0 m³で割るとすると、1 m³当たり約48,000円となります。
これだけの金額がかかるので、できるだけ長く稼働することで年間当たりの費用も節減できることになります。

Q. 第2期最終処分場の整備費に36億8千万かかる見通しとのことだが、費用負担について、市民のごみ排出量に合わせて市民に負担させないと不公平なのではないか。

A. 市のごみ処理にかかる費用の全額をカバーできているわけではありませんが、市の指定ごみ袋を有料化させていただき、各家庭から出るごみの排出量に合わせてごみ処理手数料として負担していただいているところです。

Q. 市指定ごみ袋の手数料で最終処分場の整備費用を全額賄うことはできないのか。

A. 最終処分場の整備費用を全てごみ袋の手数料で賄おうとすると、ごみ袋の価格が高騰してしまい、結果的に不法投棄が増える要因となってしまいますので、負担割合についてはそういった点も踏まえて検討しています。

Q. 既設最終処分場の建設費はいくらか。

A. 約18億円です。

◆埋立量と埋立物、埋立期間等について

Q. 昨年の実績ベースではどの程度埋立物が発生していたのか。

A. 約3,700 m³（覆土材を含まない）です。

Q. 第3期の埋立が完了するまでにはどのくらいの期間になるのか。

A. 計画上是第2期が15年、第3期が15年で30年となりますが、埋立物の減量化を目指し、より長く稼働できるようにしたいと思っています。

Q. 76,000 m³というのは、15年間での埋立量なのか。この量が増えたり減ったりはしないのか。

A. 15年間という埋立期間については、国の基準に基づくものであり、埋立容量76,000 m³については、今後15年間で埋め立てる量を、これまでの実績に基づき計算した値となっています。
すなわち、今後埋め立てる量が減った場合は、その分埋め立てられる期間が延びるといった考え方になります。

Q. 平成7年の既設最終処分場建設から23年が経過していると説明があったが、既設最終処分場では23年分の埋立物を処理できたことになるのか。

A. 埋立計画としては当初15年間としていましたが、ごみの減量化により、結果として長く使うことができたことになります。長く最終処分場を使用できることはコスト面から見ても税金の節約になりますし、皆様のご協力があつての結果だと考えています。

第2期最終処分場も計画上是15年の埋立期間としていますが、ごみを減らしていけば延命化でき、次の最終処分場の建設も先延ばしができることになります。

Q. 埋立物に溶融スラグが入っているが、これはまだ再資源化の目処は立っていないのか。

A. 現実的にはまだ再利用の目処は立っていませんが、将来的には再利用していくことを考えています。

Q. 那須塩原クリーンセンターでは、1日あたり何tの可燃ごみを焼却しているのか。

A. 約100t程度です。

◆施設整備地について

Q. この地域は、第2期最終処分場の埋立完了以降は最終処分場として利用することはないのか。

A. 前回の説明会の際にも説明させていただきましたが、この地域での埋立計画は、15年のものを3期計画として整備することとしております。

実際には既設の最終処分場が15年ではなく23年以上使用できているので期間がずれておりますが、第2期最終処分場の埋立完了後も、第3期までは整備をさせていただきたいと考えています。

Q. 既設最終処分場は、旧黒磯市時代にできたものであり、その後合併により西那須野地区と塩原地区のごみもここに埋め立てているわけだが、仮に地区ごとに最終処分場を作りなさいといった話になったらどうなるのか。これまで黒磯地区に整備して埋め立ててきたわけだから、今度埋立物が一杯になったら、西那須野地区や塩原地区に整備するような話にはならないのか。合併してしまったので仕方のない話かもしれないが。

A. 特に西那須野地区については、整備できる土地がないため困ることになりますが、そういった経緯やごみ処理に関する経費を節減する理由もあり、7か市町村がそれぞれ合併した背景があります。必要不可欠な施設ではありますが、他の場所に整備することは難しいと思われます。

Q. 第2期最終処分場整備後に残っている敷地面積は、あとどのくらい残っているのか。

A. 第3期の整備分として、第2期最終処分場とほぼ同様の面積は確保しているところです。

焼却灰についても、近年ではセメント材として再利用ができるようなので、そういったものの活用も視野に入れて、できるだけ長く施設を稼働していきたいと思っています。

Q. 最終処分場整備地となっている敷地（旧高林中学校学校林）の面積はどの程度か。

A. 約93,000㎡です。

◆指定廃棄物について

Q. 指定廃棄物を入れるために屋根をかけるのではないか。

A. 第2期最終処分場へ指定廃棄物を埋め立てることはありません。

埋立物の種類はこれまでと同様、那須塩原クリーンセンターで焼却した灰や不燃物等であり、特殊なものを埋め立てるための屋根ではありません。

Q. 原発の影響があるごみは埋め立てていないのか。

A. 埋め立てられる焼却灰の放射能濃度の基準は国から示されており、8,000Bq/kgを超えるものは埋め立てることができません。実際にはこの基準を超える廃棄物も発生していますが、埋め立てることなく、那須塩原クリーンセンターで仮保管をしている状況です。

Q. 那須塩原クリーンセンターで保管している指定廃棄物は、国の方針が固まらない限りはずっと保管しておくことになるのか。また、指定廃棄物が増えることはないのか。

A. お見込みのとおり、現状では保管しておくこととなります。また、指定廃棄物がこれ以上増えることはありません。

◆悪臭について

- Q. 最近、最終処分場の近隣に引っ越してきた。風向きによって臭いがすることがあるが、これは最終処分場から出ているものなのか。
- A. 市の最終処分場に埋め立てている物の性状から考えても、最終処分場から出る臭いではないと思われます。環境影響調査においても、市の施設から出ている臭いはほとんどないような結果となっています。
- 周辺には産業廃棄物の中間処理施設があり、廃棄物を発酵させるような工程で強い臭いが出る事例があるので、そういった施設から出ているのではないかと考えられます。

◆建設中の重機について

- Q. 資料中のトラックの搬入台数（4 t ダンプ3～4台）は、建設資材等の搬入台数も含むのか。
- A. 記載のあるトラックの搬入台数は、焼却灰等埋立物の搬入台数であり、工事期間中にはこれとは別に建設用のトラックや重機が相当量入ってくることになります。
- Q. 建設重機等の搬入経路はどこになるのか。
- A. 最終処分場と接続している道路は1箇所なので、そこから搬入されるものと思われます。また、大型の特殊車両を通行させる場合には市道路課に届出等が必要になりますので事前に経路は分かりますが、基本的に県道矢板那須線等、大きな道路を経由しての搬入になるかと思われます。

◆施設の見学について

- Q. 来春から工事が始まるとのことだが、その前に既設最終処分場の施設を見学することは可能か。関係者以外立入禁止となっていて入れない。
- A. 安全性の問題から通常は関係者以外立入禁止としていますが、見学はいつでも可能です。希望する場合は職員が立ち会いますので、環境対策課までご連絡ください。